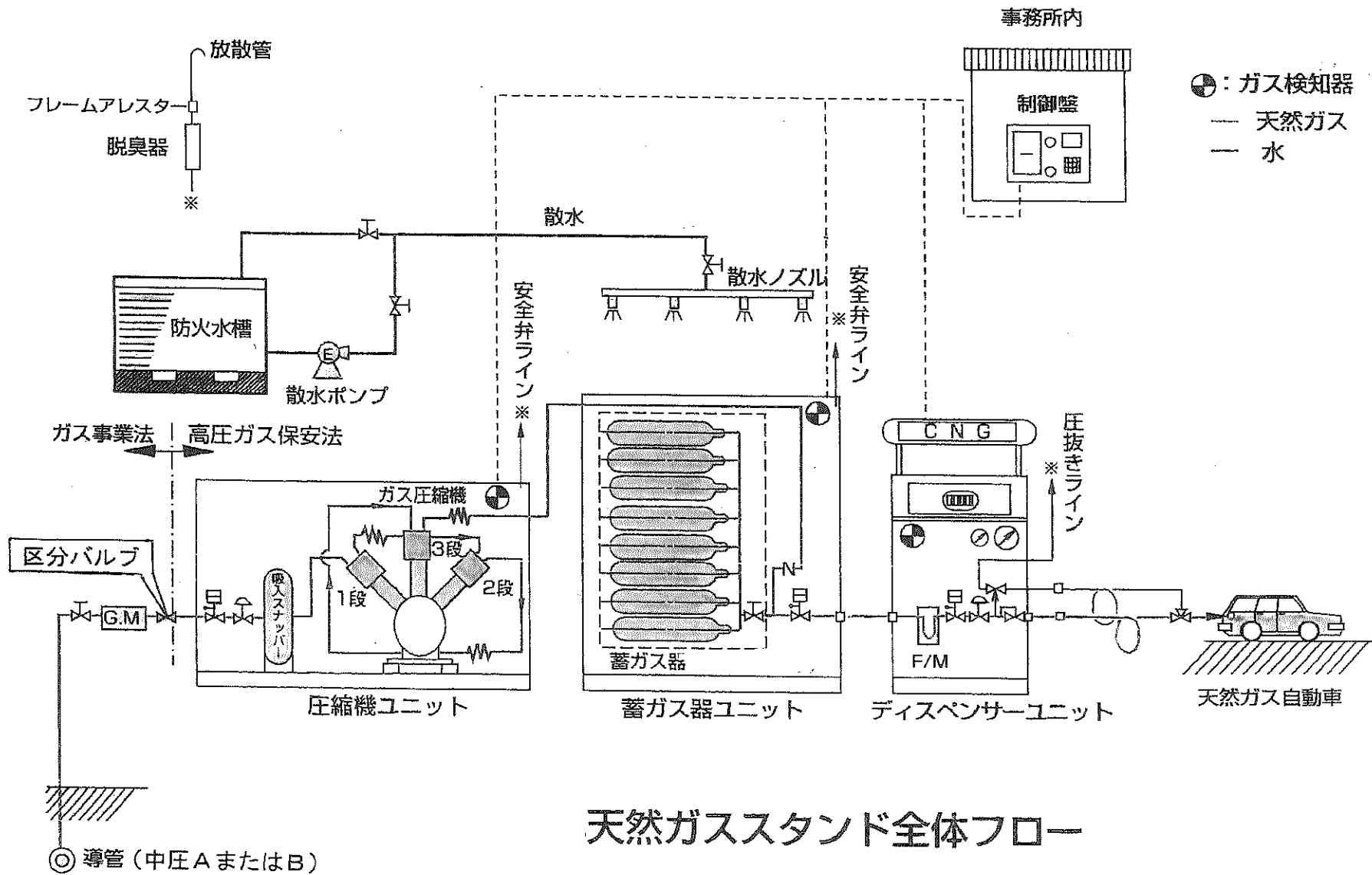


平成29年度 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金(天然ガスステーションの設備) 交付申請時におけるQ&A

No	公募説明会資料ページ	分類	項目	質問	回答	備考
1	P.3	事業者	自家用ステーション	自家用の天然ガスステーションは本補助金の申請はできますか？	自家用であっても、公募説明会資料に記載の補助要件を満たす事業者であれば申請できます。	
2	P.3	事業	大型天然ガス自動車	なぜ、大型天然ガス自動車へ供給できる天然ガスステーション設備に限定するのですか？	今回の補助金の趣旨として、大規模災害時の物資大量輸送を効果的にでき、災害時でも燃料の安定供給が可能なこと等を考慮し補助対象としています。	
3	P.3~4	事業	大型天然ガス自動車	大型天然ガス自動車の基準はなんですか？	大型トラックは、車両総重量11トン、または最大積載量が6.5トン以上のトラックをいいます。この基準に該当する天然ガス自動車を大型天然ガス自動車とし基準寸法を出しています。具体的には、いすゞ自動車 GIGA CNGをベースとしています。	(道路交通法施行規則、第二条)参照
4	P.3	事業	年間充填量の要件	(ウ)年間充填量10万m3以上の要件が分かりにくいのですが？	年間10万m3以上あれば、要件に適合します。ただし、天然ガスステーション過疎地に該当すれば、年間10万m3未満でも要件に適合します。	
5	P.3 P.18	事業	天然ガスステーション過疎地	天然ガスステーション過疎地の定義は？	市町村内の天然ガスステーション数が3か所以下の市町村です。具体的には、公募説明資料のP.18の別紙①の上段に記載している8市以外が天然ガスステーション過疎地となります。	
6	P.8	制度	事業の開始日	発注は交付決定以前に行っているのですか？	交付決定以降の発注(契約)でなければ、補助対象となりません。最初の設計、工事の契約締結日(契約書の日付または注文請書の日付)が事業の開始日となります。ただし、事業の準備のため見積書を取っておくことはできます。	
7	P.9	制度	支払方法	施工業者からの領収書で支払証明とすることができますか？	金融機関からの振込みを証明できる証明書類が必要です。具体的には銀行振込受領書(銀行の受付日付印つき)であれば問題ありません。この場合、領収書は不要です。	
8	P.3~4 P.12 P.29	提出書類	大型天然ガス自動車	大型天然ガス自動車への燃料供給についての具体的な証明方法はどのようなのでしょうか？	図面または、写真にて証明します。 1) 図面による証明 ①平面配置図に大型トラックの寸法と軌跡を記載した図面 ディスペンサー近傍に、長さ12.0m・幅2.5m以上の停車スペース(充填スペース)があり、かつ、そのスペースに大型天然ガス自動車が入り出ることができることを証明する。 停車スペースや出入りする経路において、地面からキャンピートラップ面までの高さが3.2m以上あることを証明する。 ②立面配置図に地上面からキャンピートラップ面までの寸法を記載した図面 2) 写真による証明 実際に大型天然ガス自動車に燃料を供給している写真(天然ガスステーション名と車の全景が写ったもの)にて証明していただきます。	別紙⑥大型トラック軌跡図 参照
9	P.12	提出書類	年間充填量	年間10万m3以上の天然ガスの充填量があるかは、どうしたらわかりますか？	1)天然ガスステーションの年間充填記録の写し POSシステム等により出力した、H28.4.1~H29.3.31までの期間の月毎の充填量の記録とその合計値が記載された帳票の写し(担当者:氏名と捺印があるもの) 2)ガス供給事業者からのガス供給量が判断されるもの ガス供給事業者からの検針票または請求書の写し(使用期間と納入場所が記載されたもの)若しくはガス供給事業者が発行したガス供給量を証明する書類の写し 上記の1)により、充填量を求め、2)により妥当性を証明します。	
10	P.12	提出書類	年間充填量	年間の天然ガス充填量が10万m3以上ある見込みとはどういう場合ですか？	1)前年度の実績が12ヶ月分ない場合で、平均的な充填量を加味すると年間充填量が10万m3以上となる場合が判断できる場合。 2)前年度より明らかに充填量が増加する予定で、その増加量の根拠を明示できる場合 【例】 (ア) 運輸会社等の使用者との年間充填契約が更新され、合計の充填量が10万m3以上に増加する場合 (イ) その地域内の系列の天然ガスステーションを統廃合することにより、申請ステーションの利用率が上がり充填量が10万m3以上に増えることを具体的に示すことができる場合	

平成29年度 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金(天然ガスステーションの設備) 交付申請時におけるQ&A

No	公募説明会資料ページ	分類	項目	質問	回答	備考
11	P.13	提出書類	営業開始からの経過期間	営業開始から1年とは、いつまでの期間で基準日は、いつですか？	申請日を基準として、1年前より稼働しているかどうかです。稼働開始は「高圧ガス製造開始届書」、「保安検査証」等の公的な証明の日付けを基準とします。	
12	P.13	提出書類	中圧ガス供給	中圧ガス導管でガス供給を受けているかどうかはどうしたら分かりますか？	ガス供給事業者との供給約款や既存の構内配管図、設置されているガスメーターの型式から分かりますが、ガス供給事業者に問合せして下さい。	
13	P.13	提出書類	防災協定	自治体との防災協定についての証明する書類は何ですか？	国または、天然ガスステーション設置場所の自治体と申請事業者との間に防災協定が結ばれていれば、協定書の写しを提出ください。 見込みの場合には、交付審査までに防災協定を締結する予定である旨の証明書類の写しが必要です。	
14	P.3 P.26	提出書類	費用対効果	天然ガスステーションの費用対効果はどの様に計算するのですか？	様式第2-2の実施計画書2.(2)a.費用対効果の計算にあるように、年間の天然ガス供給量(m3)を補助金交付申請額(千円)で割った値です。	
15	P.12～13	提出書類	見積り依頼	圧縮機のオーバーホールを予定していますが、特殊な機械であるためメーカーによる点検整備しかできず3社見積りが取れないのですか？	そのメーカーしか施工ができないとしても、代理店3社別々に見積りを取るなどして対応ください。どうしても対応ができない場合は、センターへ事前にご相談ください。	
16	P.5 P.22	既存設備整備費	補助対象範囲	対象の設備は何ですか？	ガス圧縮機の構成機器・部品・構造物が対象です。 ただし、一括償却資産(工賃含み20万円未満)に該当する部品のみ更新・交換は補助対象外です。	
17	P.22	既存設備整備費	補助対象範囲	ガス圧縮機を整備する場合は、どこまでが対象範囲？	整備の場合は、公募説明会資料のP.22の(2)を参照ください。	
18		既存設備整備費	補助対象範囲	整備のために予備部品を使用したい。使用した予備部品を補充するため新品部品を購入した場合は、部品購入費用は補助対象になるか？	予備品の購入は補助金対象外です。	
19	P.22	既存設備整備費	補助対象範囲	ガス圧縮機を整備費としての法定点検は補助対象ですか？	高圧ガス保安法、電事法による点検・検査は補助対象外です。	
20	P.22	既存設備整備費	補助対象範囲	ガス圧縮機を整備費として対象となる点検・検査とは？	圧縮機メーカーが定める計画的な点検・検査は補助対象です。詳細は公募説明会資料のP.22を参照ください。 その場合は補助対象に該当するかを確認するため、点検・検査の項目・内容・箇所・数量が明確となる仕様書を提出してください。	
21	P.19～20	既存設備整備費	補助対象範囲	ディスプレイユニットの整備費用は補助金対象ですか？	ディスプレイユニット(POSシステム含む)の更新・増強は補助対象ですが、オーバーホールは対象外です。	
22	P.10	財産管理	過去の補助金	過去に補助金を受け天然ガスステーションについては、補助金申請はできますか？	取得財産等管理台帳を確認し、耐用年数(処分制限)期間内であれば財産処分承認申請手続きが必要です。申請前にセンターにご確認ください。	



天然ガススタンド全体フロー